

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成21年12月～)

【最低生活費＝①＋②＋③＋④】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0 ～ 2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3 ～ 5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6 ～ 11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12 ～ 19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20 ～ 40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41 ～ 59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60 ～ 69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 ～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加 算 額

(単位:円)

加算できる対象		加 算 額		
		1 級 地	2 級 地	3 級 地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。

最 低 生 活 費